

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

令和8年4月20日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150  
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう  
住所 東京都千代田区永田町2-11-1  
(ふりがな) かぶしきがいしやえぬ・てい・てい・どこも  
氏名 株式会社NTTドコモ  
代表取締役社長 前田 義晃  
登録年月日 平成16年4月1日  
登録番号 第74号  
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和8年4月27日
------	-----------

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接統約款新旧対照表

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/27 改正）

新		旧	
<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p>		<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p>	
用語	意味	用語	意味
56 USIMカード	FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定するFOMAカード又はドコモUSIMカードであって、当社が協定事業者を通じてFOMA特定接続契約者、Xi特定接続契約者又は5G特定接続契約者に貸与するもの	56 USIMカード	FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定するFOMAカード又はドコモUSIMカードであって、当社が協定事業者を通じてFOMA特定接続契約者、Xi特定接続契約者又は5G特定接続契約者に貸与するもの
<u>57 衛星直接通信サービス</u>	<u>無線設備規則第49条の23の7又は同規則第49条の23の8に規定する条件に基づき当社のXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定するdocomo Starlink Directによる電気通信サービス</u>		
<p>（従量制の網使用料等の支払義務）</p> <p>第53条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち月額で定める料金（以下、「定額制の網使用料」といいます。）以外のものをいいます。以下、同じとします。）又は網改造料（この条において、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）1-1（網改造料の対象となる機能）第3欄に係る料金をいいます。）（以下、従量制の網使用料と網改造料をあわせて「従量制の網使用料等」といいます。）の支払いを要する協定事業者は、第44条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2（接続形態）第4表（網使用料支払事業者）に規定するところによります。</p> <p>2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、相互接続通信において利用する第52条（接続料金の区分）に規定する機能ごとに、第57条（従量制の網使用料等の計算方法）の規定に基づいて算定した従量制の網使用</p>		<p>（従量制の網使用料等の支払義務）</p> <p>第53条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち月額で定める料金（以下、「定額制の網使用料」といいます。）以外のものをいいます。以下、同じとします。）又は網改造料（この条において、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）1-1（網改造料の対象となる機能）第3欄に係る料金をいいます。）（以下、従量制の網使用料と網改造料をあわせて「従量制の網使用料等」といいます。）の支払いを要する協定事業者は、第44条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2（接続形態）第4表（網使用料支払事業者）に規定するところによります。</p> <p>2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、相互接続通信において利用する第52条（接続料金の区分）に規定する機能ごとに、第57条（従量制の網使用料等の計算方法）の規定に基づいて算定した従量制の網使用</p>	

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/27 改正）

新	旧
<p>料等を支払うことを要します。</p> <p>3 協定事業者は、従量制の網使用料等について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金を支払うこととします。この場合において、特別の事情があるときは、当社は協定事業者と協議するものとします。</p> <p>(1) 協定事業者が通信時間若しくは通信回数、又は通信量を記録している場合  協定事業者の記録する通信時間若しくは通信回数と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第1欄、第3欄から第4欄の<u>3</u>は第15欄イ欄に規定する料金額に基づいて算定した額、又は協定事業者の記録する通信量と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第15欄ア欄及びウ欄に規定する料金額に基づいて算定した額</p> <p>(2) (1)以外の場合  把握可能な実績（機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する暦月（毎月初日の午前0時から末日の午後12時までの期間とします。）の前12暦月を最長として、その間の通信時間若しくは通信回数、又は通信量の累計をいいます。）に基づいて1日平均の通信時間若しくは通信回数、又は通信量を算出し、その値に算定できなかった期間の日数を乗じた値と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第1欄、第3欄から第4欄の<u>3</u>又は第15欄イ欄に規定する料金額に基づいて算定した額、又は料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第15欄ア欄及びウ欄に規定する料金額に基づいて算定した額</p> <p>（従量制の網使用料等の計算方法）  第57条 当社は、従量制の網使用料等は暦月に従って、毎月初日の午前0時から末日の午後12時までの間に終了した通信について、次条により測定する通信時間又は通信回数の累積と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第1欄、第3欄から第4欄の<u>3</u>又は第15欄イ欄の規定により計</p>	<p>料等を支払うことを要します。</p> <p>3 協定事業者は、従量制の網使用料等について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金を支払うこととします。この場合において、特別の事情があるときは、当社は協定事業者と協議するものとします。</p> <p>(1) 協定事業者が通信時間若しくは通信回数、又は通信量を記録している場合  協定事業者の記録する通信時間若しくは通信回数と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第1欄、第3欄から第4欄の<u>2</u>又は第15欄イ欄に規定する料金額に基づいて算定した額、又は協定事業者の記録する通信量と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第15欄ア欄及びウ欄に規定する料金額に基づいて算定した額</p> <p>(2) (1)以外の場合  把握可能な実績（機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する暦月（毎月初日の午前0時から末日の午後12時までの期間とします。）の前12暦月を最長として、その間の通信時間若しくは通信回数、又は通信量の累計をいいます。）に基づいて1日平均の通信時間若しくは通信回数、又は通信量を算出し、その値に算定できなかった期間の日数を乗じた値と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第1欄、第3欄から第4欄の<u>2</u>又は第15欄イ欄に規定する料金額に基づいて算定した額、又は料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第15欄ア欄及びウ欄に規定する料金額に基づいて算定した額</p> <p>（従量制の網使用料等の計算方法）  第57条 当社は、従量制の網使用料等は暦月に従って、毎月初日の午前0時から末日の午後12時までの間に終了した通信について、次条により測定する通信時間又は通信回数の累積と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第1欄、第3欄から第4欄の<u>2</u>又は第15欄イ欄の規定により計</p>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/27 改正）

新				旧					
<p>算します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、通信量は暦月に従って、次条により測定する通信量の累積と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第15欄ア欄及びウ欄の規定により計算します。</p> <p>第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p>				<p>算します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、通信量は暦月に従って、次条により測定する通信量の累積と料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第15欄ア欄及びウ欄の規定により計算します。</p> <p>第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p>					
区 分		内 容		区 分		内 容			
(1)～(6)の2 略				(1)～(6)の2 略					
<u>(6)の3 衛星直接通信接続機能に係る料金の適用</u>		<u>衛星直接通信接続機能に係る料金については、2（料金額）(4)の3の料金額を適用します。</u>							
2 料金額				2 料金額					
区 分		単 位	料金額	備考	区 分		単 位	料金額	備考
(1)～(4)の2 略					(1)～(4)の2 略				
<u>(4)の3 衛星直接通信接続機能</u>		<u>イ ショートメッセージ通信モード接続機能</u>	<u>1 通信ごとに</u>	<u>0.25967円</u>	<u>＝</u>				
別表1 接続により提供する機能 1 - 1 基本接続機能									

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/27 改正）

新			旧		
区分	内容	備考	別表 1 接続により提供する機能 1-1 基本接続機能		
衛星電話接続機能 (ワイドスターⅢ)	当社のワイドスターⅢ通信サービス契約者回線との通信を行う機能	—	区分	内容	備考
<u>衛星直接通信接続機能</u>	<u>当社のX i サービス契約者回線又は5 Gサービス契約者回線との衛星直接通信サービスによる通信を行う機能</u>	—	衛星電話接続機能 (ワイドスターⅢ)	当社のワイドスターⅢ通信サービス契約者回線との通信を行う機能	—

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2026/4/27 改正）

新	旧
<p><u>附 則（令和 8 年 4 月 16 日経企第 000600004485-01 号）</u>  <u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和 8 年 4 月 27 日から実施します。</u></p> <p><u>（相互接続協定に係る経過措置）</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に、ショートメッセージ通信モード接続機能の名称を引用して締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、ショートメッセージ通信モード接続機能をショートメッセージ通信モード接続機能及び衛星直接通信接続機能におけるショートメッセージ通信モード接続機能と読み替えるものとします。</u></p>	